

上海市高級人民法院の「知的財産権権利侵害紛争に
おける法定賠償方法の適用による賠償金額確定
の若干の問題に関する意見（試行）」
の印刷配布についての通知

2010年8月20日試行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

上海市高級人民法院の「知的財産権権利侵害紛争における法定賠償方法の適用による賠償金額確定の若干の問題に関する意見（試行）」の印刷配布についての通知

滬高法〔2010〕267号

市第一、第二中級法院、浦東新区法院、黄浦区法院、楊浦区法院、盧湾区法院：

上海市高級人民法院の「知的財産権権利侵害紛争における法定賠償方法の摘要による賠償金額確定の若干の問題に関する意見（試行）」が上海市高級人民法院審判委員会の2010年第18回会議において討論、採択された。ここに印刷配布する。各位入念に学習を手配し、徹底執行されたい。執行において問題に遭遇した場合、速やかに本院民事第三法廷に報告されたい。

附：「知的財産権権利侵害紛争における法定賠償方法の適用による賠償金額確定の若干の問題に関する意見（試行）」

二〇一〇年八月十日

知的財産権権利侵害紛争における法定賠償方法の摘要による賠償金額確定の若干の問題に関する意見（試行）

滬高法〔2010〕267号

知的財産権権利侵害案件において法定賠償金額を法律に基づき公平、合理的に確定し、法執行基準を統一し、知的財産権に対する司法による保護を強化するため、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国特許法」及び最高人民法院の関連司法解釈の規定に基づき、本市の審判作業の実情に照らし、ここに知的財産権権利侵害による損害の法定賠償金額の若干の問題につき以下の通り意見を提出するので、参照、執行されたい。

一 法定賠償の適用範囲、原則及び基本的要求

1. 知的財産権権利侵害訴訟において、権利侵害による損害賠償金額を確定すると

き、次の各号に掲げる事由の一つが生じた場合、法定賠償方法を適用することができる。

(1) 案件の現有証拠では、権利者の損失金額、権利侵害者の不法利得の確定が困難であるとき。

(2) 裁判所の釈明を経て、権利者が、裁判所が法定賠償方法を適用し権利侵害の損害賠償金額を確定することを明確に請求し、かつ権利者の損失、権利侵害者の不法利得を証明する相応の証拠を提供していないとき。

権利者の損害又は権利侵害者の不法利得の具体的金額の証明が困難であるが、前記金額が法定賠償の最高限度額を超過していることを証明する証拠が確実に存在するときは、法定賠償方法を適用しないものとし、かつ案件全体の証拠状況を総合し、賠償金額を法定賠償の最高限度額以上の範囲で合理的に確定するものとする。

2.法定賠償方法を適用して確定した賠償金額は、公平かつ合理的なものとし、権利者の損害の十分な賠償獲得を確保するものとする。

3.法定賠償方法を適用して賠償金額を確定するときは、案件の具体的状況に基づき、判決において権利の価値、権利侵害の情状、権利侵害の悪意、権利侵害の結果等の面での具体的事由と賠償金額確定との間の関連を分析かつ明らかにするものとする。

4.法定賠償方法を適用して賠償金額を確定するときは、判決の賠償金額と同類案件間の賠償尺度の調和を保持しなければならない、かつ異なる案件間の案件内容の相違を考慮するものとする。

二 法定賠償方法を適用して賠償金額要素を確定する場合の斟酌、決定要素

5.法定賠償方法を適用して賠償金額を確定するときは、一般に以下の要素を総合し、賠償金額を斟酌の上決定する。

- (1) 侵害された知的財産権の権利価値
- (2) 権利侵害の情状
- (3) 権利侵害の損害結果
- (4) 権利侵害者の過失程度
- (5) その他考慮すべき要素

6.著作権権利侵害訴訟においては、以下の要素に基づき著作権の権利価値を評定することができる。

- (1) 作品の種類、独創性の程度、創作への投資、創作の難度、創作の期間、知名度、市場価値、受賞状況。
- (2) 権利侵害行為発生時における適正な譲渡価格や許諾費用、業界内での通常使用許諾料又は国家規定の使用料関係基準
- (3) 業界での原稿料の基準
- (4) 著作権管理団体の使用許諾料。
- (5) その他著作権の権利価値を評定可能な要素

7.商標権侵害訴訟においては、以下の要素に基づき商標権の権利価値を評定することができる。

- (1) 商標の知名度、商標の顕著性
- (2) 商標の営業上の信用
- (3) 商標の見積価値、デザイン原価、広告投資、価値育成投資、市場開拓原価
- (4) 商標の実際の使用状況及び収益
- (5) 権利侵害行為発生時における適正な譲渡価格や許諾費用
- (6) 商標の使用許諾の種類、時期、範囲
- (7) その他商標権の権利価値を評定可能な要素

8.特許権侵害訴訟においては、以下の要素に基づき特許権の権利価値を評定することができる。

- (1) 特許技術の創造性、特許設計の顕著性
- (2) 特許技術の研究開発原価、実施状況
- (3) 権利侵害行為発生時における適正な譲渡価格や許諾費用
- (4) 特許使用許諾の種類、時期、範囲
- (5) 市場での同類製品の平均利益
- (6) その他特許権の権利価値を評定可能な要素

9.知的財産権権利侵害訴訟においては、以下の要素に基づき知的財産権の侵害の情状を評定することができる。

- (1) 権利侵害行為の方式は、直接権利侵害と間接権利侵害、生産工程における権利侵害と販売過程における権利侵害とに区別することができる。
- (2) 権利侵害製品の生産及び販売の規模、権利侵害作品の伝達範囲
- (3) 権利侵害行為の持続時期
- (4) 権利侵害の回数、初回権利侵害又は繰り返しの権利侵害

- (5) 権利侵害行為の組織化程度
- (6) 権利者が権利侵害警告を発した後の権利侵害者の行為態度
- (7) その他権利侵害の情状を評定可能な要素

10.知的財産権権利侵害訴訟においては、権利侵害行為の権利者の商業利潤、営業上の信用、社会的評価への影響等に基づき、権利侵害による損害結果を評定することができる。

11.知的財産権権利侵害の訴訟において、権利侵害停止の判決が社会の公共利益を損ない又は第三者の利益を深刻に損なう可能性が存在することにより、権利侵害停止の判決を行わない場合、賠償金額は権利侵害停止判決を下した同類案件を上回らなければならない。

三 合理的支出の確定

12.法定賠償を適用する場合、損害賠償金額と権利者が権利保護のために支出した合理的支出額をそれぞれ計算するものとし、裁判所は権利保護のための支出の真実性、関連性、必要性及び合理性を審査しなければならない。

13.合理的支出には次の支出が含まれる。

- (1) 公証費、認証費
- (2) 司法行政部門の規定に適合する弁護士費用
- (3) 調査、研究費
- (4) 翻訳費
- (5) その他の権利侵害の制止、影響の除去のために支出される合理的費用

14.権利者は権利侵害行為の制止、影響の除去のために支出した合理的費用を主張する場合、関連の契約書及び実際に支払済である旨の証憑を提出しなければならない。当該合理的費用はその他の相互に関連する案件において賠償を獲得済である場合、もはや重複計算を行わない。

15.権利者が弁護士費用を主張する場合、司法行政部門規定の弁護士料金基準、実際の賠償判決額及び賠償請求額、案件の複雑度等の要素を参考とし、合理的に斟酌の上決定する。

四 著作権侵害案件における賠償金額の確定

16.文字、美術、撮影等の著作物の著作権を侵害した場合、国家规定の原稿料基準の2倍から5倍の範囲内で法定賠償額を確定することができる。文字による著作物が一千字に満たない場合は一千字として計算する。著作権者がその著作物がより高い原稿料を獲得可能であることを証明できる場合、その主張を支持するものとする。

17.ネットワーク方式で文字、美術、撮影等の著作物を伝達することにより著作権を侵害した場合、著作物の許諾費、著作物の知名度、権利侵害ウェブサイトの経営規模、伝達範囲、権利侵害著作物のクリック回数等の要素を参考として賠償金額を確定する。

18.ネットワーク伝達方式で映画及びテレビ著作物を伝達することにより著作権を侵害した場合、権利を主張する原告の著作権取得の対価、著作物の知名度、上映期間、ウェブサイトの伝達時期及び映画、テレビ著作物の公開上映時期との間の間隔、権利侵害ウェブサイトの経営規模、伝達範囲、案件に係る著作物のネット上でのクリック回数等の要素を考慮するものとする。

19.インターネット上で権利侵害著作物を伝達した場合、賠償金額は一般にローカルエリアネットワーク上での権利侵害著作物伝達行為の場合を上回るものとする。

20.商業的応用範囲が広く又は商業的価値の高いコンピュータソフトウェアの著作権を侵害した場合、賠償金額は一般のコンピュータのソフトウェアの著作権侵害行為の場合を上回るものとする。

21.ソフトウェアのエンドユーザーがコンピュータソフトウェアの著作権を侵害し、権利侵害停止判決を言い渡された場合、正規版ソフトウェアの市場販売価格を参考として賠償金額を確定し、権利侵害ユーザーの実際の権利侵害使用期間に基づき、権利侵害賠償金額を計算することができる。

五 商標権侵害案件における賠償金額の確定

22.権利者が保護を請求する登録商標が実際には商業使用に投入されていない場

合、権利侵害者の利得により賠償金額を確定しない。権利者にその実際の損失を証明する確実な証拠を有する場合、事情を考慮して支持を与えることができる。

23.登録商標が商標法に規定する連続3年間にわたり使用を停止している状況を構成している場合、権利侵害を制止するために支出した合理的費用のみを権利者に賠償し、権利者の損害賠償要求の請求を支持しない旨の判決を下すことができる。

六 特許権侵害案件における賠償金額の確定

24.特許権侵害案件においては、被侵害特許を意匠、実用新案又は発明特許に区分して賠償金額を確定することができる。

25.同一製品が特許権侵害を構成し、さらにその他の権利侵害を構成している場合、賠償の重複計算はしないものとし、特許権侵害による獲得利益の確定時に、その他権利の侵犯により獲得した利益を控除するものとする。

26.発明、実用新案特許権を侵害した製品が別の製品の部品である場合、当該部品自体の価値及び完成品の利潤実現における当該部品の役割等の要素に基づき、合理的に賠償金額を確定することができる。

27.意匠特許権を侵害した製品を包装物とする場合、包装物自体の価値及び被包装製品の利潤実現における包装物の役割等の要素に基づき、合理的に賠償金額を確定することができる。

七 反不正競争法における賠償金額の確定

28.反不正競争法第十条に規定する商業機密侵害行為の損害賠償額の確定は、特許権侵害の損害賠償額の確定方法を参照して行うことができる。反不正競争法第五条、第九条、第十四条に規定する不正競争行為の損害賠償額の確定は、登録商標専用権侵害の損害賠償額の確定方法を参照して行うことができる。

29.権利侵害行為により商業機密がすでに公開されている場合、当該商業機密の

商業価値に基づき損害賠償額を確定しなければならない。商業機密の商業価値、その研究開発原価、当該商業機密の実施による収益、取得可能な利益、競争優位性の保持可能期間等の要素に基づき確定し、権利者又は裁判所が委託した評価機関の評価を裁判所の判決の参考とすることができる。

30.虚偽情報の散布で不特定多数の同業経営者の営業上の信用、商品の名声を損なったことにより誘発した訴訟は、その他の被害者の存在等の要素を考慮し合理的に賠償金額を確定しなければならない。

八 その他

31.本意見と関連の法律規定又は最高人民法院の司法解釈が一致しない場合、法律又は司法解釈の規定を基準とする。

32.本意見は2010年8月20日から試行する。